

市民活動支援コーナー

「チラシラック」利用のご案内

お問い合わせ：5432-1511（保守点検日：5432-1543）

ホームページ：<http://www.setagaya-genki.net/pao/index.html>

1. 利用対象

(1) 内容

利用可能なチラシ

非営利団体が作成した、非営利のイベント・会員募集等のチラシの内、下記「利用可能なチラシ」に該当しないもの

学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、医療法人、財団法人、社団法人等は非営利団体です。

利用不可能なチラシ

- 1) 他人あるいは他団体を誹謗中傷する内容のチラシ
- 2) 他人のプライバシーを侵害する恐れのあるチラシ
- 3) 公序良俗に反する内容のチラシ
- 4) 下記のいずれかに該当する団体が作成したチラシ

営利団体

例外：営利団体が行う、非営利団体に対する助成事業に関するチラシは利用可能とします。

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

- 5) 下記のいずれかに該当するイベント等に関するチラシ

営利のイベント・会員募集・販売等

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするイベント

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするイベント

特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするイベント

【注：以下のチラシは利用可能とします】

- A) 非営利団体が主催する有料イベントおよび会費有料の会員募集のチラシ
参加費や会費が高額な場合は、掲示をご遠慮いただく場合があります。
- B) 非営利団体が実施するチャリティー目的の販売のチラシ
- C) 非営利団体が収益事業として行う販売のチラシ
- D) 営利団体が行う、非営利団体に対する助成事業に関するチラシ

(2) 枚数

チラシラック 1 段に収まる程度 (約 100 枚程度)

(3) サイズ

ハガキ ~ A 4 判

2 . 受付

(1) 受付方法

市民活動支援コーナー受付窓口に直接お持ちください。

(2) 受付日時

休業日 (年末年始の休館日および保守点検日) を除く午前 9 時 ~ 午後 9 時とします。
市民活動支援コーナーの休業日の詳細につきましては、別紙をご覧ください。

(3) 利用期間

申請の日から 2 ヶ月とします。但し期日のあるもので、なおかつ期日が申請の日から 2 ヶ月以内のものは、期日までとします。

掲示期間が終了したチラシは、特にお引取りの希望がない場合は当センターにて破棄します。

【お問い合わせ】

世田谷文化生活情報センター 市民活動支援コーナー
TEL : 5432-1511 (保守点検日 : 5432-1543) FAX : 5432-1512